

山口河川国道事務所掲載広告

横断工作物情報図の公表について

平成18年8月14日に、東京都・千葉県境の旧江戸川河口付近を航行中のクレーン船が東京電力(株)の送電線に接触し、首都圏に大規模停電を発生させた事故を踏まえ、再発防止策の一つとして、船で河川をご利用されます方へ、河川における横断工作物(川を横断する橋、電線等)の情報を、全国の河川を管理する事務所において「横断工作物情報図」として備え置き、配布しております。

この情報図は、船を航行される際の航路確認に役立つほか、河川でレジャーを楽しまれる方にも広くご活用いただけます。

(山口河川国道事務所直轄管理区間の一級河川佐波川につきましても、横断工作物情報図を作成しておりますので、ご希望の方は、下記まで、お問い合わせ願います。)

※横断工作物情報図は、一定の管理下において公表を行っているため、ウェブサイト上での公表及び配布は行っておりませんので、ご希望の際は、情報図を備え置いている事務所までお越し下さい。

横断工作物情報図

番号	河川名	横断工作物(占用施設名)又は航行不能理由	施設位置又は航行不能箇所	高さ	備考
①-1	〇〇川	送電線	左岸:〇〇市〇〇地先 右岸:〇〇市〇〇地先	-0.4km 29.20m	

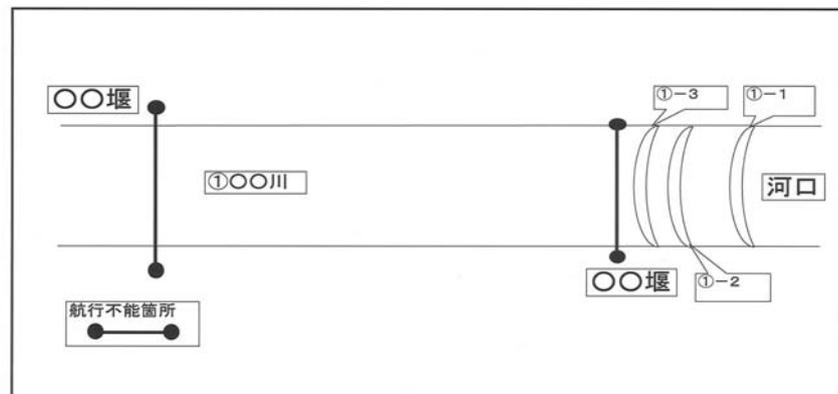
別紙2-1(例)

(中国地方整備局)
水系名(〇〇川水系)

番号	河川名	横断工作物(占用施設名)又は航行不能理由	施設位置又は航行不能箇所	高さ	備考
①-1	〇〇川	送電線	左岸:〇〇市〇〇地先 右岸:〇〇市〇〇地先	-0.4km 29.20m	
①-2	〇〇川	送油管橋	左岸:〇〇市〇〇地先 右岸:〇〇市〇〇地先	0.6km 10.00m	
①-3	〇〇川	県道大橋	左岸:〇〇市〇〇地先 右岸:〇〇市〇〇地先	1.0km 6.16m	
	〇〇川	〇〇堰設置のため	左岸:〇〇市〇〇地先 右岸:〇〇市〇〇地先	2.8km	
	〇〇川	〇〇堰設置のため	左岸:〇〇市〇〇地先 右岸:〇〇市〇〇地先	10.82km	
			km		

別紙2-2(例)

(中国地方整備局)
水系名(〇〇川)



公表資料概要

- 船舶による航行が可能な区間に設置された横断工作物を一覧として別紙2-1に掲載し、項目として「河川名」「工作物の名称」「位置(所在、河口からの距離)」「高さ」を公表している
- 別紙2-1の情報を別紙2-2に絵で表示
- 横断工作物情報図で掲載する区間は船舶が航行可能な区間に限られ、ここに掲載されていない区間は原則として航行不能
- ※詳しい説明は、添付して配布される取扱説明書を参照のこと

活用方法

○船舶航行について

河川でクレーン船等の作業船を航行させる際、横断工作物の位置や高さを確認することで安全な航行にご利用いただけます。



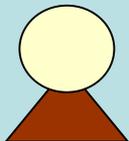
○河川利用について

河川の上空に範囲が及びレジャーや長い竿を使う釣りなどを楽しむ際の安全確保にもご利用いただけます。



河川の利用に際しては、地域住民の方や他の利用者の方の迷惑にならないよう、ルールとマナーを守りましょう。

入手方法



○船の航行やレジャー等により希望される方



○河川を管理する事務所に向く



○横断工作物情報図を入手



○安全な船の航行や川のレジャーに利用

横断工作物情報の提供は、一定の管理下において行う必要があることから、当事務所が備える**配布簿に情報図を入手される方の氏名、連絡先をご記入頂くよう**お願いしております。また、情報図の**無断複製及び無断転載は禁止**とさせて頂いておりますので、必要な部数を担当者にお申し付け下さい。

配布場所及び問い合わせ先

一級河川佐波川水系での河川の横断工作物情報図が入手できます。(山口河川国道事務所直轄管理区内)

※下記事務所で配布している情報図は、一級河川に係る区間のものです。

二級河川の情報図は、その河川を管理する各都道府県又は政令指定都市にお問い合わせ下さい。

〒747-8585

山口県防府市国衙1丁目10番20号 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
河川管理課 河川占用係 0835-22-1785

〒747-0056

山口県防府市古祖原18番43号 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
佐波川出張所 事務係 0835-22-0898